

いどうしえん
みんなの移動支援サービス

しずおかしいどうしえんじぎょう
～ 静岡市移動支援事業のしおり ～

れいわ ねん がつ
令和3年4月

も く じ

1	いどうしえんじぎょう 移動支援事業とは	1			
①	たいしょうしゃ 対象者	2			
②	りよう 利用できる	ないよう 内容	3		
③	しきゅうりょう 支給量	7			
④	りようしゃふたん 利用者負担	がく 額	8		
⑤	りようじょう 利用上の	ちゅういてん 注意点	11		
⑥	ほか 他のサービスとの	ちが 違い	へいよう 併用	14	
2	りよう 利用のしかた	16			
①	しんせい 申請に必要となる	しよるい 書類	17		
②	しんせい 申請から	けつてい 決定までの	きかん 期間	17	
③	じりき 自力での	しんせい 申請が	こんなん 困難な	かた 方へ	17
3	りようしゃしょう 利用者証とは	18			
4	こんなとき、どうする？「いどうしえん 移動支援の	きゅーあんどえー Q & A	21		
5	と お問い合わせ先	あ さき 相談窓口	43		

1 移動支援事業とは

移動支援事業は、屋外での移動が困難な障がいのある方に対して、個々の利用者にあった計画のもとに、移動支援事業従事者の資格を持つガイドヘルパーが外出のための支援を行う事業です。

利用者本人の地域での生活を豊かにするため、社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動、社会参加に係る外出の支援を行うことを目的とします。

移動支援のサービス提供形態としては、「個別支援型」と「グループ支援型」の2種類の方法があります。

(1) 個別支援型

1人の障がい者(児)に対して、ガイドヘルパーが1人で支援を行います。

(2) グループ支援型

複数の障がい者(児)に対して、ガイドヘルパーが同時支援を行います。

※ ガイドヘルパーが1人で同時に支援できるのは、最大2人まで

(緊急時の対応を考慮し、一つのグループに対してガイドヘルパー2人からの派遣となります。)

① 対象者

- 身体障害者手帳をお持ちの方で、肢体不自由1級（上肢及び下肢のいずれにも1級の障がいがあるもの）の方
- 療育手帳をお持ちの方、または療育手帳をお持ちの方と同等と市が認める方
- 精神障がいのある方

ただし、いずれの場合であっても、施設に入所している方や、重度訪問介護サービス、行動援護サービス、同行援護サービスを利用している方は、それぞれのサービスが優先されますので、移動支援を併せて利用することはできません。

○ 難病の方の移動支援の利用について

難病認定の有無に関わらず、上記の対象者にあてはまる方であれば、移動支援を利用することができます。

くわしいことは、区役所の窓口にご相談ください。



② 利用できる内容

つぎのような外出の際に、外出にあたって必要となる一連の支援（外出の準備、外出先での食事や排せつなどの介助、代筆、代読など）を受けることができます。

[対象となる外出]

- 社会生活上必要不可欠な外出
 - ・ 医療機関への通院
 - ・ 行政機関や金融機関での手続き
 - ・ 食料品など生活必需品の買い物
 - ・ 理美容院の利用
 - ・ その他、冠婚葬祭などの社会生活において必要と認められる外出
- 余暇活動等の社会参加のための外出
 - ・ 各種教室やレクリエーションへの参加

だいしやう がいしゆつ
[対象とならない外出]

○ つうきん えいぎやうかつどう けいざいかつどう かか がいしゆつ
通勤、営業活動などの経済活動に係る外出

→ ほんにん だんたい けいざいてきりがい ちくてき りやう
本人や団体の経済的利害につながる目的には利用できません。

○ つうがく つうしよ そうげい ちくてき がいしゆつ
通学や通所などの送迎を目的とした外出

→ とくべつしえんがっこう つうがく げんそく しょてい しゆだん ほごしや
特別支援学校などへの通学は、原則として所定の手段（保護者によ
る送迎やスクールバスの利用など）による送迎が前提です。また、施設
への通所（短期入所の利用を含む。）は、施設による送迎サービスを
ご利用ください。

○ つうねん ちやうき がいしゆつ
通年かつ長期にわたる外出

→ ただし、しゅう かいいていど がいしゆつ つうがく つうしよ そうげい のぞ
週1回程度の外出（通学及び通所などの送迎を除く。）
については、りやう
利用することができます。

○ しゃかいつうねんじやう こうてき しえん てきとう がいしゆつ
社会通念上、公的な支援として適当でない外出

→ か はんざい ちくてき りやう
賭けごとや犯罪につながる目的には利用できません。



[緊急の場合・やむを得ない場合における特例]

次の要件に当てはまる場合は、前ページの「対象とならない外出」であ

っても、通学や通所の送迎にあたり、移動支援を利用することができます。

○ 対象者

次の要件のいずれかに当てはまる者であって、他の者による支援を受けることができない者

- 保護者の回避できない事情（入院、送迎などの支援が困難と市長が認める特別な疾病等、冠婚葬祭への出席、本人介助と比べて優先せざるを得ない外出）により支援を受けることができない者
- 自力での通学や通所を目指す者

○ 利用できる外出

- 特別支援学校などへの通学
- 施設への通所（施設による送迎サービスが提供されない場合に限る。）

○ 利用できる時間数及び期間

現行の決定時間数のうち、必要とされる時間数。なお、自力での通学や通所を目指す者にあつては、最初の利用から1か月間限度とする。

○ 利用にあたっての注意事項

「送迎などの支援が困難と市長が認める特別な疾病等」を理由として、通学や通所の送迎において移動支援を利用する場合は、事前に区役所の窓口での申請が必要となります。

特別な疾病の判定にあたっては、医師の診断書などの書類が必要となりますので、「送迎などの支援が困難と市長が認める特別な疾病」により通学や通所の送迎に係る利用をお考えの際は、区役所の窓口までご相談ください。

また、通学や通所でのヘルパー利用は、「緊急の場合」及び「やむを得ない場合」における特例的な取扱いです。

家族による支援が可能な場合や、保護者の就労や余暇活動を理由として支援ができないような場合は、この特例による移動支援を受けることはできませんので、ご注意ください。

③ 支給量

移動支援を利用できる時間数は、ひと月あたり25時間を基準(注)として、

市長が必要であると認める時間数です。

ただし、緊急の場合やその他やむを得ないと市長が認める場合は、この限

りではありませんので、※区役所の窓口にご相談ください。

○ 利用できる時間数は、次のように決定されます。

本人の障がい程度や利用希望、他のサービスの利用状況、家族の

状況などをもとに、市の担当者が総合的に判断し、公費による助成と

して必要と認められる時間数を決定しています。

(注) 障がいの状況や身の回りの環境によって利用できる時間数が決まる

ため、必ずしも25時間利用できるわけではありません。

※ 窓口とは？

各福祉事務所の障害者支援課をいいます。

連絡先はこのしおりの末尾に記載しています。

④ 利用者負担の額

이동시엔 りょう ばあい りょう じかんすう おう じぎょうしゃ りょうりょう
移動支援を利用した場合、利用した時間数に応じて、事業者へ利用料をお
しはら
支払ください。

たいしょう ひょう りょうしゃ たい いどう しえん おこな ないよう
対象となる費用は、ヘルパーが利用者に対して移動の支援を行った内容
で、その費用のうち、市が9割を負担し、残りの1割を利用者が利用料とし
て支払う仕組みとなっています。

また、さらに利用者の負担軽減を図る観点から、サービス利用に伴って
りょうしゃ しはら つきあ げんどがく りょうしゃ ふたんじょうげんげつがく もう
利用者が支払うひと月当たりの限度額(※利用者負担上限月額)を設けていま
す。

※利用者負担上限月額とは？

せたい かぜいじょうきょう ほんにん しょとく おう じ りょうしゃ ふたん
世帯の課税状況や本人の所得に応じて、次ページのとおり利用者負担
じょうげんげつがく せってい
上限月額が設定されています。

ひとつき りょう りょう かんけい じょうげんげつがくいじょう ふたん しょう
ひと月に利用したサービス量に関係なく、上限月額以上の負担は生じま
せん。

りようしゃふたんじょうげんげつがく
 <利用者負担上限月額>

(H22.4.1^{かいせい}改正)

くぶん		たいしょう	負担上限月額
せいかつほご 生活保護		せいかつほごじゆきゆうせたい 生活保護受給世帯	0円 (自己負担なし)
ていしよとく1 低所得1		しみんぜいひかぜいせたい しょうがいしゃまた しょうがいじ ほごしよ 市民税非課税世帯で障害者又は障害児の保護者 の年収が80万円以下の者	0円 (自己負担なし)
ていしよとく2 低所得2		しみんぜいひかぜいせたい ていしよとく1 がいとう 市民税非課税世帯で低所得1に該当しない者	0円 (自己負担なし)
いっ 一	しょう 障 害 者	しみんぜいひかぜいせたい しょとくわり まんえんみまん 市民税課税世帯で所得割16万円未満の者	9,300円
		しみんぜいひかぜいせたい しょとくわり まんえんいじょう 市民税課税世帯で所得割16万円以上の者	37,200円
ばん 般	しょう 障 害 児	しみんぜいひかぜいせたい しょとくわり まんえんみまん 市民税課税世帯で所得割28万円未満の者	4,600円
		しみんぜいひかぜいせたい しょとくわり まんえんいじょう 市民税課税世帯で所得割28万円以上の者	37,200円

※ この上限額は、移動支援事業のほか、日中一時支援事業の利用者負担についても、同様に適用されます。

○ 利用者負担上限月額は、次のように認定されます。

利用者負担上限月額は、原則として年に一度（誕生日の属する月）、

前年度の収入などにより認定を行うこととしています。

なお、収入に著しい変化があった場合や、世帯員の変更があった

場合については、利用者負担上限月額が変更となることがありますの

で、世帯員の変更等があった場合は、それに伴って利用者負担上限月

額が変更となることがあります。

○ 次のような変更があった場合には、利用者負担上限月額が変更にな

る可能性がありますので、窓口へ申請してください。

- ・ 利用者が児童で世帯員に転出・死亡等の異動があった場合
- ・ 利用者が結婚した場合
- ・ 生活保護を受けることになった場合



利用者負担上限月額のくわしい内容や軽減の申請方法などについては、区

役所の窓口にお問い合わせください。

また、事業者に支払う利用料のくわしい内容や支払い方法については、

直接、事業者にお問い合わせください。

⑤ 利用上の注意点

移動支援事業は、居宅生活を営む方に対する支援であるため、「自宅から目的地」、「特定の場所から自宅」など、自宅にかかる移動が基本となります。

ただし、利用者本人が自力で移動することが可能な区間や、保護者や家族の支援により特定の外出先において本人をヘルパーに預ける場合など、ヘルパーによる移動支援を受けることが必要のない区間については、次の要件を満たすことにより、必要な区間だけの移動支援を受けることができます。
(静岡市では、この方法による支援を「待ち合わせ支援」といいます。)

○ 待ち合わせ支援の要件

- 事業者及び利用者（保護者や家族を含む。）などにおいて、サービス利用にあたっての十分な連絡調整（緊急時における連絡手段（携帯電話等の連絡先）の確保などを含む。）が整っていること。
- 事業者及び利用者（保護者や家族を含む。）などにおいて、サービス利用にあたっての双方の合意が得られていること。

[待ち合わせ支援による移動支援の利用例]

つぎのような場合は、特定の場所（通い慣れた駅やバス停など）から自宅以外

の別の場所への移動において、移動支援事業が利用できます。

※ 待ち合わせ支援において、直接保護者や家族へ本人の引き継ぎが行われ
ない場合は、保護者と事業者の間において、本人の帰宅について必ず確認を
行ってください。

<利用例 1>

自宅から街中までの移動にはヘルパーによる支援の必要性はないが、街中
における移動について支援を必要とする場合
.....ヘルパーと事前に約束した場所で合流してから、街中における移動中
の支援、帰宅に際して自宅以外の場所（元の合流場所など）や特定の場所に
いる保護者の所へ戻るまでの区間において、移動支援の利用ができます。

<利用例 2>

病院までの移動については支援の必要はないが、院内における移動について支援を必要とする場合

.....ヘルパーと事前に約束した病院の入口などで合流してから、受付や医療費の支払いなどの院内における支援（※）、帰宅に際して自宅以外の場所（元の合流場所など）や特定の場所にいる保護者の所へ戻るまでの区間において、移動支援の利用ができます。

※ 院内における支援のうち、ヘルパーが特に支援を行わない時間帯については、移動支援の対象とはなりません。

○ 移動支援は、ヘルパーが常時介護できる状況にあることが必要です。

待ち時間や外出先において介護の必要のない時間、車の運転をしている時間などは、移動支援の助成とはしていません。

移動支援の場合、移動の方法は原則として、徒歩又は公共交通機関(バス・電車・タクシー)等を利用するものです。



○ 介護保険の対 象となる方について

移動支援は介護保険にはないサービスであることから、対 象となる

障 害の要件を満たす者は、介護保険サービスの利用者であっても利用す

ることが可能です。

ただし、通院や公 共機関への手続きなど、介護保険サービスの利用が

妥当と判断されるものについては、介護保険サービスを利用してください。

くわしいことは、区役所の窓口にご相談ください。



2 利用のしかた

移動支援事業を利用するためには、事前の手続きが必要となります。

なお、居宅介護などの障害福祉サービスを利用されている方（白い

受給者証をお持ちの方）であっても、移動支援事業を利用する場合には、

こちらの申請が必要となります。

① 相談・申請

まずは、区役所や保健所、相談支援事業者までご相談ください。
移動支援事業が必要となった場合は、利用の申請を行ってください。

② 調査

市の調査員が本人やご家族の方と面接を行い、障がいの状況や身の回りの環境などについて調査します。

③ 決定・通知

障がいの状況や身の回りの環境などをもとに、利用できる時間数や利用者負担上限月額が決定され、「決定通知書兼利用者証」が交付されます。

④ 事業者と契約

移動支援を提供する事業者を選択して、利用に必要な契約を結びます。

⑤ 移動支援の利用開始

「利用者証」を提示して、移動支援を利用します。その際、利用者負担（原則として、サービスに係る費用の1割）を支払います。

① 申請に必要な書類

申請には、次のような書類が必要となります。

- | | |
|--|-----------------|
| <ul style="list-style-type: none">○ 地域生活支援事業利用費等助成申請書○ 世帯状況・収入申告書 | } 1枚の書類となっています。 |
|--|-----------------|

なお、申請された内容により、市民税課税額のわかる証明書、サービス等

利用計画の提出をお願いすることがあります。

② 申請から決定までの期間

決定にあたり、本人の障がい程度や身の回りの状況について市の調査員

が調査を行います。そのため、約2週間から1か月程度の期間が必要となります。

③ 自力での申請が困難な方へ

自力での申請が困難な方は、保護者や親族の方など代理の方による申請が

可能です。

また、身近に申請を代行する方がいない場合は、電話などで予めご相談い

ただくことにより、個別に対応いたします。

3 ^{りようしゃしょう}利用者証とは

^{いどうしえん りよう}移動支援の利用には、^{し こうふ}市が交付する「^{いどうしえんりようひじよせいけつていつうちしよけん}移動支援利用費助成決定通知書兼

^{りようしゃしょう ひつよう}利用者証」が必要となります。

様式第4号（第7条・第8条関係） 見本

移動支援利用費助成決定通知書兼利用者証

静〇〇〇第1号
平成21年4月1日

静岡 太郎 様

静岡市長 印

次のとおり決定したので通知します。

受給者番号	3000000001	利用障害者（児）氏名 (生年月日)	静岡 太郎 (昭和〇〇年〇月〇日生)
助成決定日	平成21年4月1日	(児童の場合) 保護者氏名	
助成決定内容	16 時間/月 <input type="checkbox"/> 身体介護あり <input checked="" type="checkbox"/> 身体介護なし	利用者負担上限月額	1,500円
決定有効期間	平成21年4月1日 から 平成21年10月31日 まで		
利用者負担上限 額管理事業所名	静岡市障害者〇×移動支援事業所 (平成21年4月5日届出) (年 月 日変更) (年 月 日変更)		

利用者証

契約締結、契約内容変更、提供終了による契約支給量等の報告書（事業所記載）

事業所番号	事業所の名称	契約 支給量 (h/月)	契約日	提供終了 日	提供終了月中の終了 日までの既提供量 (h/月)
2210000000	静岡市障害者〇×事業所	16h	平成21年4月1日		

(注)

- 1 助成の決定を受けた方は、この助成決定通知書兼利用者証を移動介護サービス提供事業所に提示し、利用契約をしてください。また、契約内容の変更、利用の終了の場合もこの通知書を事業所に提示してください。
- 2 利用契約をした事業所は、契約締結、契約内容変更、提供終了による契約支給量等について上記報告書に記載し、この決定通知書兼利用者証の写しを区障害者支援課に提出してください。

イ

工

力

ア

ウ

オ

「^{いどうしえんりようひよせいけつていつうちしょけんりようしゃしやう}移動支援利用費助成決定通知書兼利用者証」には、^{つぎ}次のような項目が^{こうもく}記載^{きさい}されています。

ア 利用障害者（児）氏名・生年月日

^{いどうしえんりよう}移動支援を利用することができる方の^{かた}氏名と^{せいねんがっぴ}生年月日が^{きさい}記載されています。

イ 助成決定内容

ひと^{つき}月に利用できる^{じかんすう}時間数と、^{いどうしえんりようじ}移動支援利用時の^{しんたいかいご}身体介護の有無^{うむ}について^{きさい}記載されています。

ウ 利用者負担上限月額

ひと^{つき}月あたりの利用者負担の^{りようしゃふたん}上限額^{じょうげんがく}が^{きさい}記載されています。

エ 決定有効期間

^{いどうしえんりよう}移動支援を利用することのできる^{きかん}期間^{きさい}について記載されています。

オ 利用者負担上限額管理事業所名

^{りようしゃふたん}利用者負担額の^{じょうげんがくかんり}※上限額管理が必要な^{ひつよう}方の^{かた}場合、この欄に^{らん}上限額管理^{じょうげんがくかんり}を行う^{おこな}事業者の^{じぎょうしゃ}名称^{めいしやう}が^{きさい}記載されます。

カ 事業者番号・事業所の名称・契約支給量等

^{いどうしえんりよう}移動支援の利用にあたり、^{けいやく}契約を結んだ^{むす}事業者^{じぎょうしゃ}に関する^{かん}情報^{じょうほう}や^{けいやく}契約した^{じかんすう}時間数、^{けいやくび}契約日^{きさい}などが記載されます。

※ ^{けいやく}契約した^{ないよう}内容は、^{じぎょうしゃ}事業者との^{けいやくしょ}契約書^{かくにん}などで^{おこな}確認^{おこな}を行ってください。

「移動支援利用費助成決定通知書兼利用者証」の「決定有効期間」欄に記入

された期間において、移動支援を利用することができますが、さらに継続して利用される場合は、更新の手続きが必要になります。

更新手続きの際には、本人の障がい程度や家族など身の回りの状況について

年に一度調査を行うことで、支援に必要な時間数を改めて決定することとしています。

また、その際に、利用者負担上限月額の見直しも行っています。

区役所または保健所では、期間が終了する2か月ほど前に、「更新について

のお知らせ」を郵送していますので、更新が必要な方は手続きを行ってください。

（利用者証をなくした場合は、再発行できますので、区役所の窓口にご

相談ください。）

※ 上限額管理とは

複数の事業者による移動支援や日中一時支援を利用している方が対象です。

ひと月の利用料の合計が、利用者負担上限月額を上回るような場合、

利用者より依頼を受けた事業者が、利用者に代わって利用料などの管理を行

い、上限額以上に自己負担金額を支払うことを防ぐ仕組みです。

4 こんなとき、どうする？「移動支援のQ & A」

こんなとき、移動支援サービスを利用できるのかしら……？ と判断に迷う

ケースもたくさんあるかと思えます。

「対象者」や「外出の範囲」「手続きに関する疑問」などについて、Q & A形式で、掲載しましたので参考にしてください。



■ 対象者について

1 移動支援は何歳から利用できますか。

年齢に制限はありません。

障害があることにより、屋外での移動が難しい方で、社会生活上必要不可欠

な外出や余暇活動、社会参加に係る外出の支援を必要とする場合であれば、

移動支援を利用することができます。

ただし、移動支援は、障がいのある方本人に対する外出での支援のためのサービスであり、保護者のレスパイト(休息)や未就学児に対する見守り(子守り)などの子育て支援を目的とした内容には利用することができません。

また、障がいの有無にかかわらず、保護者が本来連れて行くべき児童の外出について、移動支援を利用することは適当ではありません。

2 障害者手帳を持っていなくても、移動支援を利用できますか。

以下の場合については、障害者手帳の取得がなくても移動支援を利用することが可能です。

○ 知的障害のある方について

・・・地域リハビリテーション推進センターや児童相談所の判定を受けた場合

○ 精神障害のある方について

・・・自立支援医療(精神通院医療)の受給者である場合

ただし、移動支援の対象者であるかどうかを判断するに当たり、調査等に日数を要し、障害者手帳を取得してから申請することより時間がかかってしまうことがありますので、できる限り障害者手帳の取得を検討してください。

■ 手続きや費用について



3 相談窓口を教えてください。

各区役所の窓口のほか、相談支援事業者(市内10か所)において利用の仕方などの相談を受け付けています。

(このしおりの末尾に問合せ先一覧と相談支援事業者一覧を掲載しています。)

また、市内で移動支援を行っている事業者に直接相談することもできます。

(事業者一覧は、窓口などで配付しています。)

相談された結果、実際にサービスの利用を希望される方は、お住まいの区役所の窓口に申請をしてください。

(「手続きの流れ」や「必要な書類」等については、このしおりの16ページから17ページに掲載しています。)

4 利用の申請手続きが終わり、決定通知が届きました。通知に記載されている「身体介護あり」と「身体介護なし」の違いは何ですか。

「身体介護あり」と「身体介護なし」は、サービスを利用した場合の費用(利用料)の区分です。

身体障がいや行動障がいによって、移動や食事、排せつなどの行為に一定以上の支援の必要性が認められる状態の方は、「身体介護を伴う移動支援」(＝身体介護あり)として、ヘルパーを利用することができます。

一方で、身体介護の必要性が低い方については、「身体介護を伴わない移動支援」(＝身体介護なし)として、ヘルパーを利用することとなります。

「身体介護あり」と認定された方は、支援の頻度がより多い(介助の困難性がより高い)として、介護にかかる費用もその分、高くなります。



なお、「身体介護あり」とは、実際に身体に触れて介護することを意味するのではなく、「身体介護の必要性が高く、介護や支援が多く発生する」ことを指しています。

「身体介護なし」の場合であっても、手をとって移動したりするなど、身体に触れての支援を受けることができますので、「身体介護のあり・なし」によって実際に提供するサービスの内容が決められることはありません。

原則、サービス利用の更新時に、本人の心身の状態に応じた見直しを行っています。(本人の心身の状態に起因した時間数の変更申請の際に「身体介護のあり・なし」を見直すこともあります。)

○「身体介護のあり・なし」については、以下の4項目について支援の状況を調査し決定しています。

- | | |
|--------------|-------|
| 1 車、車いす等への移乗 | 2 移動 |
| 3 食事 | 4 排せつ |

5 「利用者負担額」以外に必要な費用はありますか。

ヘルパーと一緒に公共交通機関を利用した場合や、映画館、コンサート会場などに入場した場合、原則としてヘルパー分の費用はすべて利用者が負担することとなっています。くわしいことは、事業者にお問い合わせください。

6 急に本人の体調が悪くなり、移動支援の利用をキャンセルすることになりました。キャンセル料はかかりますか。

事業者によっては、キャンセル料が発生する場合があります。

くわしいことは事業者までお問い合わせください。

移動支援サービス提供事業者様へ

外出をする予定で、外出のために着替え、準備、排せつ等の介助

をヘルパーが行った時間については、移動支援として算定の対象

となります。





■ サービス内容について

7 施設や学校などの行事において、移動支援を利用することができますか。

施設や学校などの行事（遠足や運動会など）については、それぞれの主催者に

支援の責任がありますので、移動支援の対象とはしていません。

8 所属する団体の会議に出席する場合、移動支援を利用することはできますか。

団体における経済活動を目的とした外出でなければ、利用することができます。

※ 経済活動とは

・・・セールス・訪問販売に類するもの、講演会等の講師で謝金を伴うも

のなど、外出先で収入を得るものが考えられます。

9 病 院内の付き添いに移動支援を利用することはできますか。

病 院内の介助については、原則としては病 院内のスタッフによって対応され
るべきものです。

しかし、病 院内のスタッフによる介助が行われない場合で、利用者の障害の
状 況等によって介助が必要であれば、移動支援の対 象とすることができます。

たとえば、以下のような場合が考 えられます。

- 初めて行く 病 院など、院内の配置がわからず、付き添いが必要な場合
- ヘルパーがいなければ、パニックを起こしてしまう場合
- 症 状 などについて、本人がうまく伝えられず、医師等から特に立ち
あ 会いを求められた場合

移動支援サービス提供事業者様へ

病 院内で実際にヘルパーから受けた介助の内容や実時間数に

よって移動支援の助成対 象となる時間が算定されます。

介助の必要のない待ち時間等は算定できません。



10 入院中の外出に移動支援が利用できないのは、なぜですか。

入院中は、外出であっても病院に支援の責任があるため、移動支援の

対象とはしていません。

ただし、入院時及び退院時における自宅と病院との間の移動については、

移動支援の対象となります。

11 市外に行く場合も移動支援の対象になりますか。

1日の範囲内で用事が終わるものであれば、利用時間や距離、回数に

関係なく利用できます。

(午前0時から午前6時までの間は、サービスの提供はできません。)

12 プール利用を目的として、移動支援を利用することができますか。

プールの利用にあたっては、自宅からプールまでの移動、プールの窓口で

の受付、着替えの援助、食事・排せつの介助、健康確認などの一連の行為に

おいて、ヘルパーによる移動支援を受けることができます。



ただし、プール内ないにおける水泳指導すいえいしどうや一緒いっしょに遊ぶあそなどの行為こういは、ヘルパーの業務ぎょうむではありませんので、移動支援いどうしえんの対象たいしやうとはなりません。

※ 子ども用プールなどでの危険性きけんせいの極めて低い水遊びきわ ひく みずあそなどについては、ヘルパーによる付き添いつきそなどにおいて、移動支援いどうしえんを利用りようすることができますが、危険性きけんせいの極めて低い水遊びきわ ひく みずあそであっても、水難事故すいなんじこの発生はっせいがあり得ることから、事故発生時じこはっせいじの対応たいおうについては、予め事業者あらかじ じぎやうしゃとの間で確認あいた かくにんを行おこなってお願いください。

13 散歩さんぽや公園こうえんで遊ぶあそのは、移動支援いどうしえんの対象たいしやうになりますか。

家いえの近所きんじよを散歩さんぽすることや公園こうえんで遊ぶあそことが、利用者りようしゃの支援しえんにとって必要ひつようであり、個別支援計画こべつしえんけいかく等めいかくにおいても明確めいかくとなるものであれば、対象たいしやうとなります。

※個別支援計画こべつしえんけいかくとは？

サービス提供事業者等ていきやうじぎやうしゃとうが、サービスの提供ていきやうにあたって、利用者りようしゃの意向いこう、適性てきせい、障がいしょうがいの特性とくせい、その他の事情た じじやう ふを踏まえて作成さくせいする計画けいかくです。

サービス提供事業者ていきやうじぎやうしゃは、これに基づいてサービスを提供もと ていきやうし、その効果こうかについて評価ひょうかを実施じっしし、利用者りようしゃに対して適正たい てきせいかつ効果的こうかてきなサービスを提供ていきやうします。

14 各種教室への参加について、移動支援の利用が可能です。

運動教室を利用する場合の介助にも移動支援を利用することはできますか。

各種教室(習い事)や運動教室の利用において、自宅と目的地である教室までの移動、目的地での介助(着替え・排せつ・食事)については、移動支援の対象となります。

ただし、各教室(運動教室も含む)の中で行われる指導や補助は、教室の指導員としての業務(責任)であり、ヘルパーとしての業務(責任)ではないために利用の対象にはなりません。

15 映画館やコンサート会場の中においても移動支援を利用することができますか。

自宅から映画館までの移動や映画館やコンサート会場内での介助(トイレへの誘導や健康状態の確認、常時の見守りが必要な方への見守り行為)については、移動支援として介助を受けることができます。

移動支援サービス提供事業者様へ

映画館内などにおいて、介助の必要性がない時間(特に介助が

発生しない場合の待機時間など)については、移動支援の助成対象

時間としては算定できません。



16 ハイキングやジョギング、マラソン、サッカー観戦に移動支援を利用することはできますか？

ハイキングなど余暇活動に対する支援としてヘルパーとしての業務の範囲内であれば、移動や外出先での介助については、移動支援の対象となります。

ジョギングやマラソンの付き添い(伴走)については、運動の負担が伴い、ヘルパーの通常業務の範囲を超えるため、利用の対象とはなりません。



移動支援サービス提供事業者様へ

サッカー観戦は余暇活動としては認められま

すが、観戦中の時間算定については、映画館等

の利用時と同様の扱いとなります。



17 ヘルパーと一緒に自転車を使って移動する場合は、移動支援の対象になりますか。

一緒に自転車で目的地まで移動する場合、自転車に乗っているときはヘルパーによる介助を受けていないことになるため、移動支援の対象とはしていません。

ヘルパーが車を運転して目的地まで送迎する場合も、ヘルパーが車を運転している時間はヘルパーによる介助を受けていないこととなりますので、移動支援の対象としてはいません。

また、タクシーを利用する場合についても、乗車中に特に介助を要しない場合は、同様です。



18 1人のヘルパーでは対応が難しい方の場合、複数のヘルパーで対応してもらうことはできますか。

次の条件を満たす場合は、複数(2人)のヘルパーによる支援が受けられます。

(市が「2人派遣対象者」として決定します。)

しょうけん
〈条件〉

- 利用者本人の身体的理由により、1人の介護者による介護が困難と認められる場合
- 暴力行為や著しい迷惑行為、器物損壊行為等が認められる場合
- その他、障害者等の状況から判断して、上記の記載内容に準ずると認められる場合

ヘルパーの2人派遣は、1つの事業者が2人のヘルパーを派遣することとなっています。

派遣を受ける時間や介助の内容について、あらかじめ事業者と十分に調整した上でご利用ください。

19 保護者1人では、どうしても介助ができない場合、ヘルパーに手伝ってもらいたいのですが、このような利用はできますか。

複数による支援が必要とされる方の場合は、質問のようなケースもヘルパー利用ができます。

いどうしえん ていきょうじぎょうしゃさま
移動支援サービス提供事業者様へ

じっさい かいじょ おこな じかん りようじかん さんてい
実際にヘルパーが介助を行った時間により利用時間を算定する

こととなります。



20 車の運転は保護者が行いますが、保護者1人では介助できません。ヘルパーに同乗して介助を行ってほしいのですが、移動支援のヘルパーを利用することはできますか。

家族を含めた複数人による支援が必要とされるケースについては、移動支援の対象としています。

ただし、保護者による支援が可能である場合や、保護者の介助放棄を理由とするものについては、対象としていません。

21 1人のヘルパーが複数の利用者に対して支援できますか。

原則、利用者1人に対し、ヘルパー1人（2人派遣の対象となる場合及びグループ支援型の場合を除く。）での支援となります。

22 市外にある事業者の移動支援を利用することはできますか。

あらかじめ静岡市に登録している事業者であれば、その事業者による移動支援を利用することができます。

23 家族がヘルパーとして移動支援を行うことはできますか。

できません。

(家族とは、一般的に同居している親、兄弟・姉妹、配偶者をいいます。)



■ 通学・通所について

24 通学や通所に付き添いができないのですが、移動支援を利用できますか。

通学や通所については、「通年かつ長期にわたる外出」として継続的な

支援が必要となるため、財政上の理由により利用の対象外としています。

ただし、次のような場合には、例外的に認められる場合がありますので、

障害者支援推進課または区役所の窓口にご相談ください。

○ 送迎等の支援を行う介護者が、重度の障がい（精神疾患、肢体不自由）

により送迎の支援ができない場合

……介護者の障がいについての診断書等が必要になる場合があります。

○ 送迎等の支援を行う介護者の「緊急・やむを得ない一時的な事情」

により、送迎の支援ができない場合

※ 緊急・やむを得ない一時的な事情とは

○ 社会通念上、本人の通学・通所の支援より優先されるもので、公的な補助

の対象として適切であると判断される一時的な案件(一定期間において終了
が見込まれるもの)

○ 対応しないことによって、利用者本人あるいは家族に著しい不利益が生
ずると考えられるもの

たとえば、突発的な通院や入院、冠婚葬祭、警察の事情聴取、裁判、

保護者会、自治会・町内会の会合などです。

なお、障害者や高齢者・乳幼児など介護等を要する家族の介護を理由とし

た送迎困難については、介護等を要する家族が利用できる支援をまず利用して

ください。

※ 原則として移動支援は、通学・通所に利用することはできませんが、本人が自力で通所できるようになるための支援として、一定期間（最初の利用から1か月間を限度とする。）の訓練を目的とする場合であれば、利用することができます。

ただし、1か月間の支援を受けても自力での通所が見込まれないと判断される場合については、この適用は受けられません。



25 利用できる時間数の変更はできますか。

時間数の変更には申請が必要となります。

原則として、変更後の時間数は申請のあった月の翌月の初日から利用することができます。

ただし、時間数の変更には、調査などに日数のかかる場合がありますので、余裕を持って、利用計画を立て、早めに申請することが必要です。

くわしいことは、区役所の窓口にご相談ください。

26 「ひと月あたり25時間を基準（注）として、市長が必要であると認める時間数」とありますが、25時間を超えた時間数の決定を受けることはできますか。

「月25時間」とは、限りのある社会資源（市の予算やサービスを提供できる事業者の数・ヘルパーの数など）を全ての方に広く利用してもらうために設けた基準です。

（注）障がいの状況や身の回りの環境によって利用できる時間数が決まるため、必ずしも25時間利用できるわけではありません。

ただし、真に必要な理由により25時間以上の利用を希望する方については、市の調査員による聞き取りや事業者の作成する個別支援計画書などをもとに、申請のあった時間数のうち社会生活を営む上で必要不可欠であると認められた内容について時間数の変更ができます。

27 決定を受けた時間数よりも多く使ってしまった場合、追加で時間数を増やしてもらうことはできますか。

移動支援は、計画的な利用を前提として、本人に対する支援を行うサービスです。

決定された時間数を超えて、移動支援を使ってしまった場合、遡って時間数

を増やすことはできません。

超過した時間の利用に係る費用については、全額が自己負担となりますので、

十分にご注意ください。

28 普段の生活で介助している者が入院により不在となりました。このような

場合、時間数を増やしてもらうことはできますか。

保護者など、主な介助者が入院などによって不在となってしまう場合は、そ

の方に代わる方法として移動支援を使うことができます。



また、時間数が不足する場合には、必要とされる内容と時間数に変更することが
できます。

ただし、長期においてそのような状態が続くことが予想される場合は、短期

入所や施設入所など、別のサービスの利用検討を含め、区役所の窓口にご相談
ください。

■ グループ支援型^{しえんがた}について

29 グループ支援型^{しえんがた}によるサービス^{りよう}を利用^{ばあい}したい場合は、どこの事業所^{じぎょうしょ}でも利用^{りよう}ができますか。

グループ支援型^{しえんがた}によるサービス^{ていきょう}提供^{じっし}を実施^{じぎょうしゃ}しているかどうかは事業者^{じぎょうしゃ}によって異^{こと}なります。

理由^{りゆう}としては、グループ支援型^{しえんがた}は、複数^{ふくすう}の利用者^{りようしゃ}に対して同時^{たい}支援^{どうじしえん}を行う^{おこな}ため、個別支援型^{こべつしえんがた}よりも高度^{こうど}な支援^{しえん}能力^{のうりよく}が求め^{もと}られます。また、利用者^{りようしゃ}の障^{しょう}がい特性^{とくせい}によってはグループ支援型^{しえんがた}になじまない場合^{ばあい}があります。

事業所^{じぎょうしょ}が適切^{てきせつ}なサービス^{ていきょう}提供^{かのう}が可能^{はんたん}と判断^{ばあい}した場合^{じっし}のみ実施^{じっし}されるため、利用^{りよう}したい事業者^{じぎょうしゃ}へ問^とい合わせ^あせていただく必要^{ひつよう}があります。

31 個別支援型^{こべつしえんがた}とは別に^{べつ}、グループ支援型^{しえんがた}としての支給^{しきゅうけつてい}決定^{ひつよう}が必要^{ひつよう}ですか。

利用^{りよう}方法^{ほうほう}として個別支援型^{こべつしえんがた}とグループ支援型^{しえんがた}がある^{べつ}だけですので、別に^{べつ}グループ支援型^{しえんがた}の支給^{しきゅうけつてい}決定^{ひつよう}をうける必要^{ひつよう}はありません。

32 グループ支援型^{しえんかた}では、対象者要件^{たいしょうしゃようけん}や利用目的^{りようもくてき}（対象となる外出^{たいしょう がいしゅつ}）等^{とう}が変わりますか。

変わりません。移動支援事業^{いどうしえんじぎょう}として、対象者要件^{たいしょうしゃようけん}や対象となる外出^{たいしょう がいしゅつ}はそのままです。

33 出発地^{しゅっぱつち}が異なる^{こと}場合^{ばあい}でも、グループ支援型^{しえん}は利用できますか。

利用^{りよう}できます。

5 問い合わせ先・相談窓口



○ 移動支援の申請や相談について

身体障害・知的障害・精神障害

区	担当	電話番号	ファックス
葵区	葵福祉事務所 障害者支援課	221-1589	254-6322
駿河区	駿河福祉事務所 障害者支援課	287-8690	287-8660
清水区	清水福祉事務所 障害者支援課	354-2121	352-0323
	清水福祉事務所 蒲原出張所	385-7790	385-3110

○ 制度全般について

担当	電話番号	ファックス
保健福祉長寿局 健康福祉部 障害者支援推進課	221-1098	221-1108

また、相談支援事業者においても、移動支援の利用にあたっての相談などを
受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

○ 相談支援事業者一覧

身体障害

区	事業所名	電話番号	ファックス
葵区	障害者生活支援センター城東	249-3222	209-0230
駿河区	ひまわり事業団ピアサポート	287-5588	287-4922
清水区	清水障害者サポートセンターそら	366-7781	366-7780

知的障害

区	事業所名	電話番号	ファックス
葵区	障害者地域サポートセンター北斗	278-7828	277-3019
駿河区	静岡済生会療育センター令和 やさしい街に	285-0789	285-0789
清水区	障害者相談支援センターわだつみ	335-1031	335-7821
全区	※アグネス静岡	249-2833	249-2831

※「アグネス静岡」は主に重度障害対応の相談支援事業者です。

せいしんしょうがい
精神障害

区	じぎょうしょめい 事業所名	てんわ 電話	ファックス
あおいく 葵区	しずおかししえん 静岡市支援センターなごやか	249-3189	209-0163
するがく 駿河区	しずおかししえん 静岡市支援センターみらい	285-8870	285-8870
しみすく 清水区	はーとぱる	337-1746	336-7655